

町有地購入申込み要項

H29. 7. 26

1 趣 旨

この要項は、神戸町公有財産及び債権の管理に関する規則（昭和 39 年 4 月 1 日）第 13 条の処分手続きについて、神戸町土地開発公社が業務代行により処分するにあたり、規則に定めのない事項を定めるものとする。

2 販売物件

(1) 対象物件

別紙「物件調書」のとおり

3 販売価額

金、6, 348, 000円

4 購入申込み者の資格

購入申込み者は、次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から 4 号まで及び第 6 号の規定に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (4) 町税等の滞納がある者

5 販売開始

平成 29 年 12 月 18 日（月） 午前 9 時より（ホームページに掲載）

6 申込み

- (1) 提出先 神戸町役場南庁舎 2 階 神戸町土地開発公社 事務局
- (2) 提出書類
 - ① 町有地購入申込書（様式 1）
 - ② 融資証明書又は残高証明書
 - ③ 住民票

7 契約締結

- (1) 申込みにより、先着順で契約者を決定します。
- (2) 契約書に収入印紙が必要となりますので、金額に応じた収入印紙を準備願います。

8 土地の売買条件

- (1) 契約者は、売買物件を風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又は供させてはなりません。
- (2) 契約者は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又は供させてはなりません。
- (3) 契約者は、土地取得後、10 年間は転売・転貸をしてはなりません。ただし、不動産業を営む者においては、この限りではありません。

9 売買代金の支払方法

- (1) 売買代金の納入期限は、契約締結後 30 日以内となります。

10 土地の引渡し及び所有権の移転登記等

- (1) 契約者が売買代金を完納したことを確認した後、速やかに土地を引渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、土地の引渡し後、公社が行います。ただし、所有権
の移転登記に必要な登録免許税等は、購入者の負担となります。

11 その他

- (1) 地盤調査は行っておりません。
- (2) 購入申込み者は、この要項等に記載された事項について熟知しておいてください。
- (3) 当該土地は現状引渡しとしますので、必ず現地をご確認ください。
- (4) 施設等の建設にあたっては、関係法令等の規制を遵守し、適正な土地利用計画等を行ってください。

12 問い合わせ先

神戸町役場 南庁舎 2 階 神戸町土地開発公社 事務局
TEL (0584) 27-3111 内線 286・287